

社員のうち10人以上の者の名簿

「社員」とは、総会を構成するいわゆる「(正) 会員」のことであり、総会で議決権を持つ者のことです。10人選んで載せても、また全員載せても構いません。ただし、10人未満では受け付けられません。

役員や発起人が社員であれば、重複しても構いません。

名称：特定非営利活動法人ひごまる会

所 又 は 居 所

1	熊本 太郎	熊本市中央区手取本町1番1号
2	八代 次郎	八代市松江城町1番5号
3	人吉 三津子	人吉市麓町16番
4	玉名 三郎	玉名市大字
5	肥後 次郎	天草市東浜町
6	大阿蘇 太郎	阿蘇市一ノ宮町宮地504号の1
7	菊池 市子	菊池市七城町甲佐町74番1号
8	御船 二三子	上益城郡山都町浜町6号
9	津奈木 洋子	芦北郡芦北町田浦町653番
10	美里 流子	下益城郡城南町大字宮地1050

住民票の住所をそのまま一字一句変えずに転記してください。例えば、「2丁目3番地1号」を、「2-3-1」と省略しないでください。

以下全ての住所欄は同様に省略せず記入してください。
なお、居所とは、外国籍を有する方の場合の表現となります。